

議案第 30 号

東京都板橋区立公園条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 4 年 2 月 15 日

提出者 東京都板橋区長 坂 本 健

東京都板橋区立公園条例の一部を改正する条例

東京都板橋区立公園条例（昭和 36 年板橋区条例第 12 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条の 5 第 1 項中「法第 4 条第 1 項本文」を「前条」に改め、同条第 4 項中「法第 4 条第 1 項本文又は前 3 項」を「前条又は前各項」に改め、同項を同条第 5 項とし、同条第 3 項中「法第 4 条第 1 項本文又は前 2 項」を「前条又は前 3 項」に改め、同項を同条第 4 項とし、同条第 2 項中「法第 4 条第 1 項本文」を「前条」に改め、同項を同条第 3 項とし、同条第 1 項の次に次の 1 項を加える。

- 2 政令第 6 条第 6 項に規定する場合に関する法第 5 条の 9 第 1 項の規定により読み替えて適用する法第 4 条第 1 項ただし書の条例で定める範囲は、政令第 6 条第 6 項に規定する建築物に限り、公園の敷地面積の 100 分の 10 を限度として前条の規定により認められる建築面積を超えることができることとする。

別表第 1 土地の項中「1, 047 円」を「1, 228 円」に改める。

「

1, 583 円
938 円
140 円
351 円
703 円
117 円
140 円
351 円
703 円

「

1, 856 円
1, 100 円
165 円
412 円
825 円
137 円
165 円
412 円
825 円

別表第 2 中

1, 1 7 3 円
1, 1 7 3 円
4 6 9 円
1, 1 7 3 円
8 6 5 円
3 5 1 円
5 8 6 円
9 8 7 円
9, 3 6 0 円
1, 6 5 7 円
1 4, 6 2 5 円
3 9 円
3 9 円

を

1, 3 7 5 円
1, 3 7 5 円
5 5 0 円
1, 3 7 5 円
1, 0 3 8 円
4 1 2 円
6 8 7 円
1, 1 8 4 円
1 0, 8 0 0 円
1, 9 1 2 円
1 6, 8 7 5 円
4 5 円
4 5 円

に改める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、別表第 1 土地の項の改正規定及び別表第 2 の改正規定は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

(提案理由)

公募対象公園施設である建築物の建築面積の特例を定め、公園の使用料及び占用料の額を改定するほか、所要の規定整備をする必要がある。